(別紙)地場産品基準類型

類型	内容	備考欄へご記入ください	例
1	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。	・区域内で行われている生産の内容(栽培、養殖、水揚げ等)	みかん、いちご
2	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものである	・区域内で生産された原材料	みかんワイン、
	こと。	 ・区域内で生産された原材料が返礼品に占める重量や付加価値の割合	干物
		- ※数値で示してください	
		例1)1kgのうち0.8kg	
		例2)提供価格のうち原材料にかかる費用は全体の○割であるため	
		△割の付加価値が生じている。	
3	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を	・実際に製造、加工を行う工場等の住所	繊維製品、
	行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。	※本社等の所在地ではありません。	おせち、ごま油
		・工程の詳細	
		(完成品に至る一連の工程のどの部分を区域内で行っているか)	
		・区域内で行われた工程が製品全体のうちどの程度付加価値が生じて	
		いるか。	
		※数値で示してください	
		例)提供価格のうち区域外で製造した▲▲に係る費用が全体の1/4	
		であるため3/4の付加価値が生じている	
3(熟成肉)	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生	・原材料となる食肉の産地である都道府県名	
	産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。	・熟成工程の詳細	
		・熟成工程が製品全体のうちどの程度付加価値を生じているか。	
		※数値で示してください	

3(精米)	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生	・原材料となる玄米の産地である都道府県名
	産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。	・精米工程の詳細
		・精米工程が製品全体のうちどの程度付加価値を生じているか。
		※数値で示してください
3(企画立案)	当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるもので	・区域内で行われた工程(企画立案)の詳細
	ない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該	(一連の工程のどの部分を区域内で行っているか)
	地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。	※数値で示してください
4	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市	・区域内で行われている生産の内容(栽培、養殖、水揚げ等)
	区町村の区域内において生産されたものと混在したもの	・流通構造上、混在が避けられない理由
	(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。	・混在する可能性のある近隣の地方団体名
5	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッ	・当該地方団体独自の返礼品であることが明白な理由
	ズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自	・返礼品の形状、名称、その他特徴
	の返礼品等であることが明白なものであること。	
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するもので	・地場産品の名称、地場産品基準の該当号及びその該当理由
	あって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。	・附帯品の名称及び生産地
		・地場産品と地場産品以外のものの附帯関係
		・地場産品と附帯品の調達費の内訳および地場産品の割合
		※地場産品の割合が7割以上である必要があります。
7	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴	・役務の内容および当該地方団体との関連性
	うものを含む。)の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が当該地方	・役務が提供される施設名等
	団体に相当程度関連性のあるものであること。	・(区域外での役務の提供が含まれる場合)提供される所在地

当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の	・役務が提供される施設名・所在地	宿泊利用券
区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等	・蒲郡市に所在する宿泊施設であり、愛知県内でのみ宿泊施設を運営し	
の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド	ていることがわかる内容の記載	
名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。	※資料の添付でも構いません。	
	・フランチャイズチェーン等の方式により、愛知県外に所在する宿泊施設	
	のブランド名を冠するものではないことがわかる記載	
	※資料の添付でも構いません。	
当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前	・役務が提供される施設名・所在地	
号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり	・1人1泊あたりの調達費用の額	
五万円を超えないもの。		
当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前	・役務が提供される施設名・所在地	
号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特	·特定非常災害発生日	
別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項に規定する特定非常災害として	・災害救助法が適用されたことがわかる記載	
指定された非常災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2	※資料の添付でも構いません。	
条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供さ		
れるもの。		
当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。	・エネルギー源の種類	
	・当該電気の提供事業者名	
	 ・区域内で発電された電気であることおよび返礼品として提供する電気	
	 の総量が当該電気に係る区域内の発電量の範囲内となっていることの	
	記載	
	区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。	区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第5号)第2条第1項に規定する特定非常災害として規定する特定非常災害として規定でする決定を表して表達の場合に対した。 「後務が提供される施設名・所在地・1人1泊あたりの調達費用の額・特定非常災害を上して設定しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第5号)第2条第1項に規定する特定非常災害として規定された非常災害といる。 「決害教助法、昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項、規定する災害発生の認定が適用されたことがわかる記載を消算の事でも構いません。 「大部が提供される施設名・所在地・特定非常災害を上して規定といるに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しても構いません。 「本部に所在する宿泊施設であり、要知県内でのみで泊施設を運営していることがわかる記載を資料の影付を表記されて地域を持定されて地域を表記を通り、要別に対しているに対しないるに対しているに対し

81	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のい	・共通の返礼品を提供する市区町村名
	ずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。	・当該返礼品が関係する市区町村において類型1~7の2のいずれに該
		当するか
8□	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の	・共通の返礼品を提供する都道府県名及び市区町村名
	区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共	・当該返礼品が関係する市区町村において類型1~7の2のいずれに該
	通の返礼品等とするものであること。	当するか
8/\	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の	・認定地域資源名
	区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共	
	通の返礼品等とするもの。	
9	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことによ	・災害の名称および発生時期
	り、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供す	・災害により提供ができなくなった返礼品の概要(品目名、当該返礼品
	ることができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するもの	が被災前に該当していた地場産品基準の類型及び該当理由)
	であること。	・代替品の詳細
		(品目、生産地、何の代替品であるか、代替品といえる理由)
99	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであるこ	・交換できるものの概要
	と。(告示第5条柱書き)(例:○○pay商品券、△△Pay)	・地場産品以外のものと交換されないことをどのように担保しているか
		・民間事業者が提供するふるさと納税用のプラットフォームサービスを
		経由して返礼品等を提供するもの(例:○○pay商品券、△△Pay)であ
		る場合は、当該事業者名及び当該サービス名
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。	・セット返礼品の内容や該当する類型
275	前谷号のい911かに該当9る返礼品等向上を組み合わせた返礼品であること。 ※地場産品に地場産品以外を附帯させるものについては本類型ではなく6号として整理	
	※地場性品に地場性品以外を附帯させるものにプいては本類型ではなく0号として発生すること。	
	y ること。	※セット商品に入れる各商品がどの類型に該当するか、該当する類型に
		おける回答項目をすべて記載してください。